

令和8年度生 西海市奨学生募集要項

この制度は、西海市内に住民登録をする者に扶養される学生が、経済的な理由により修学が困難である場合に、学資を貸付けることによって教育の機会均等を図り、広く人材を育成するとともに本市への定住を促進することを目的とするものです。

また、この奨学金は、奨学生本人に対して貸付け、また、返還も奨学生本人が行います。

◆ 資格 ◆

1. 西海市の奨学金の貸付を受けるためには、西海市奨学生としての認定を受けなければなりません。
2. 奨学生の認定を受けるには、次の要件をすべて満たす必要があります。
 - (1) 西海市に住民登録する者が扶養する者
 - (2) 学校教育法その他の法令で定める学校、大学校等に在学する者又は入学予定の者
 - (3) 学業成績又はスポーツ若しくは文化活動で良好な者
 - (4) 学資の支弁が困難であると認められる者
 - (5) 確実な連帯保証人（申請時60歳未満）を付することができる者
 - (6) 独立行政法人日本学生支援機構、県育英会その他公私団体等から奨学金の貸付けを受けていない者（併願は可能です。）

◆ 提出書類 ◆

1. 西海市奨学生の認定を受けようとする方は、次の書類を添えて申請してください。
 - (1) 西海市奨学生願書（様式第1号）
 - (2) 出身学校長又は在学学校長の奨学生推薦調書（様式第2号）又は高等学校卒業程度認定試験の合格成績証明書等
 - (3) 所得証明書（同一世帯の所得者全員分）
 - (4) 住民票の写し（同一世帯の全員分、申請日直近1ヶ月以内のもの）
 - (5) 納税証明書（前年度分）又は未納がない証明書（同一世帯の連帯保証人分）
2. 奨学生の決定を受けた方は、決定日後、遅滞なく次の書類の提出が必要です。
 - (1) 誓約書兼同意書（様式第4号）

誓約書兼同意書には、連帯保証人の所得証明書、納税証明書又は未納がない証明書及び印鑑登録証明書の添付が必要です。ただし、西海市奨学生願書の提出時に既に提出している場合は、添付の必要はありません。
 - (2) 奨学金振込口座届（様式第5号）
3. 予約申請をして奨学生の決定を受けた方は、学校等に合格したときは、合格通知書の写しの提出が必要です。

◆ 申請にあたっての注意事項 ◆

1. 西海市奨学生願書に捺印する連帯保証人の印鑑は、印鑑登録してあるもの（実印）を使用してください。
2. 捺印した印鑑の印鑑登録証明書を添付してください。

◆ 受付期間 ◆

第1期（予約）

令和7年10月1日（水）～令和7年11月28日（金）（※土・日・祝日を除く。）

8時30分から17時15分まで

※入学一時金のみのお申込みはできません。

第2期

令和8年1月7日（水）～令和8年3月4日（水）（※土・日・祝日を除く。）

8時30分から17時15分まで

※入学一時金のみのお申込みはできません。

第3期（修学資金のみ受付）

令和8年7月1日（水）～令和8年8月31日（月）（※土・日・祝日を除く。）

8時30分から17時15分まで

◆ 貸付額及び貸付期間 ◆

1. 奨学金は、区分ごとに下表の金額を貸付けます。
2. 貸付期間は、原則として在学する学校の正規の最短修業期間とします。
3. 修学資金は、指定された奨学生本人名義の口座に半期（4月、10月の末日）又は四半期（4月、7月、10月、1月の末日）ごとに分割して振り込みます。
4. 入学一時金は、指定された奨学生本人名義の口座に一括して振り込みます。（4月末日）

区 分		貸付月額		入学一時金
		自宅通学	自宅外通学	
規則第3条第1号 （高等学校等）	国公立	20,000円	25,000円	300,000円以内
	私立	25,000円	30,000円	
規則第3条第1号 （大学等）	国公立	30,000円	35,000円	
	私立	35,000円	40,000円	
規則第3条第2号		20,000円	25,000円	
規則第3条第3号		35,000円	40,000円	
規則第3条第4号		35,000円	40,000円	
規則第3条第5号		35,000円	40,000円	
規則第3条第6号		35,000円	40,000円	
規則第3条第7号		35,000円	40,000円	

注意 1 区分欄の規則第3条第1号（高等学校等）とは、高等学校、高等専門学校（1～3年次）又は専修学校高等課程をいう。（通信制・通信教育を除く。）

- 2 区分欄の規則第3条第1号(大学等)とは、大学院、大学、短期大学、高等専門学校(4・5年次)又は専修学校専門課程(「専門士」「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。)をいう。(通信制・通信教育を除く。)
- 3 区分欄の規則第3条第2号～第7号とは、下記の法令に基づき設置された学校等をいう。
 - 第2号 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第7条第1項第5号の規定に基づく農業大学校
 - 第3号 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条から第22条までに規定する学校又は養成所
 - 第4号 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条及び第12条に規定する学校又は養成施設
 - 第5号 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条及び第39条に規定する学校又は養成施設若しくは養成所
 - 第6号 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条及び第5条の3に規定する学校又は養成施設
 - 第7号 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第12条に規定する学校又は養成所

◆ 選考及び決定 ◆

1. 西海市奨学生選考委員会において、西海市奨学生願書、奨学生推薦調書並びに所得状況等に基づき選考し、市長が決定します。
2. 決定後、奨学生選考結果通知書により、申請者本人に通知します。

◆ 奨学生の義務 ◆

1. 西海市奨学生の決定を受けた方は、毎年度4月中に在学状況が確認できる書類を添付のうえ、継続申請を行う必要があります。
2. 継続申請の手続が無い場合は、奨学金の貸付が停止されることがあります。
3. 新たに貸付を受けた方は、在学状況が確認できる書類の提出が必要です。

◆ 奨学金の返還 ◆

1. 奨学金は無利子です。
2. 奨学金を受けて修学している学校を卒業した日後、6月を経過した日の翌月から10年間に、年賦、半年賦又は月賦により奨学金を返還しなければなりません。ただし、返還期間を短縮して返還することもできます。例) 3月に学校を卒業した場合 ⇒ その年の10月から返還が始まります。

◆ 返還の猶予 ◆

上級の学校に進学した場合や病気などの理由により返還が困難な場合は、申請を行うことで返還の猶予を受けることができます。

◆ 返還の免除 ◆

奨学生であった者が次のいずれにも該当するときは、貸付を受けた奨学金に係る返還未済額のうち、毎月の返還額の全部又は一部の返還の免除を受けることができます。

- (1) 最終学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から奨学金の返還が完了する日ま

での間に、5年以上継続して西海市内に住民登録していること。

(2) 遅滞なく奨学金の返還をしていること。

(3) 市税を滞納していないこと。

※(1)の要件については、返還が完了するまでの間、引き続き西海市内に住民登録をしている期間が対象となります。(市外へ転出した場合は、住所異動を行った日の属する月の翌月から返還が発生します。(例：令和6年10月10日異動の場合 ⇒ 令和6年11月から返還)

◆ 注意事項 ◆

1. 奨学金の貸付の停止された場合又は貸付けの決定が取り消された場合には、貸付の停止に相当する期間の奨学金がある場合はこれを返還し、又は、既に貸付けを受けた奨学金を一括返還する必要があります。
2. 奨学金の貸付が完了した時には、保護者及び保護者以外の連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書(様式第9号)を提出する必要があります。
3. 奨学金の返還を正当な理由無く遅滞した場合は、返還金の元金に加え、遅延損害金を請求します。

◆ 問い合わせ先 ◆

〒857-2301 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920番地12

西海市教育委員会 教育総務課 教育総務班

電話 0959-37-0077 FAX 0959-22-9011

メール edu-soumu@city.saikai.lg.jp

ウェブサイト <https://www.city.saikai.nagasaki.jp/>